

## 令和2年度 事業計画

# 社会福祉法人 音更晩成園

令和2年度、本法人は、入所施設「晩成学園」・「緑陽荘」、共同生活援助事業所「らいふ」、多機能事業所「デイセンターばんせい」、生活介護事業所「さ〜くる・」「すまいる」、の6箇所の施設・事業所に体制を整理してスタートすることとなる。

「晩成学園」と「緑陽荘」の入所施設は、改築による全居室の個室化により、権利擁護・意思決定支援、あるいは感染症蔓延防止等の衛生面からも、望ましい生活環境を整えることが出来たと考えている。

しかし一方では、個室化による利用者の孤独化、あるいは認知症等の不安もあるため、従前に増して個々の利用者の特性に配慮した支援が求められる。

また、同建物には、災害時等における地域生活者の受け入れを視野に、福祉避難スペースを設け、予期せぬ事態に備えることにした。

共同生活援助では、新たに1棟2ホームを新築して（「すいれん」・「もくれん」）、重度・高齢化する入居者が、安全かつ安心して地域生活を継続できるよう、バリアフリーおよびスプリンクラーを完備するだけでなく、夜勤者も配置しての夜間支援体制を整えた。

日中活動では、多機能事業所デイセンターばんせいの他、新たに生活介護事業所「さ〜くる（定員35名）」、同「すまいる（定員20名）」を開設して、従前、入所施設と一緒に活動せざるを得ない状況を改善したことにより、より個々の利用者に寄り添った日中活動支援が可能と考えている。

給食においては、新たな調理方法『クックチル』を導入し提供するが、新たな環境、新たな調理方法による課題も予想されることから、組織の見直しを図り進めていくこととした。

財政面においては、一年後に障害福祉サービスの報酬が改定されるが、前回は廃止されなかった食事提供加算や送迎加算等の廃止が再び危惧されるほか、新型コロナウイルス感染症による経済の冷え込み等、先行きが不透明な部分も多い。

このような中、施設整備後の償還金確保や人件費、あるいは新園舎のランニングコスト等、中・長期を見据えた財政支出の再構築と利用者を支える職員の専門性の向上を図っていく事にしている。

以上、例年にも増して法人の組織体制が大きく変わることになるが、施設・事業所間の連携を密にし、利用者本位のサービス提供の強化、そして社会福祉制度改正の柱である組織ガバナンスの強化、事業運営の透明性の強化等、従前からの取り組みを継続していくものである。

なお、今年度の具体的な重点項目は以下の通りである。

### 重点目標

- 地域支援体制の強化
- 改築・創設に伴う体制づくりの定着
- 組織ガバナンスの強化と連携
- 財政支出の再構築（人件費、償還金、減価償却費等）
- 利用者の安定した確保

#### ☆利用者支援

- ・虐待防止と権利擁護
- ・生活習慣病の予防と早期発見
- ・感染症予防
- ・施設、事業所の特色にあわせた自治会活動への支援
- ・地域生活支援の強化と連携
- ・日中活動の充実と法人内の連携強化

#### ☆人材確保・定着と育成

- ・専門性育成のための研修（外部研修・内部研修）
- ・メンタルヘルス講習
- ・職員定着のためのサポート体制の強化

#### ☆地域における公益的な取組

- ・災害避難時の受け入れ体制と他団体との連携強化
- ・音更町自立支援協議会への積極的な参画
- ・花咲ける郷東土狩への参加
- ・緑陽台町内会への活動参加

#### ☆ご家族、保護者会との連携

- ・夏まつりの実施協力
- ・懇談会及び個別懇談の実施
- ・オータムフェスタ等へのお誘い

## 晩成学園事業計画

改築に向けた様々な計画をもとに、準備と建設を進めてきたが令和2年、いよいよ新園舎での事業が開始される事となる。従来と変わらず利用者の尊厳を尊重し、多様な福祉サービスを総合的に提供することを念頭に置き、利用者の方々がその人らしい暮らしを地域の中で営むことができるよう支援していきたいと考えている。そのための入所支援は重要なスタートラインでもあり、将来を見込んだ支援サービスが求められるものと思われる。各居室の個室化により、個々のプライバシーの保護やユニット化によるきめ細やかな支援サービスの提供を目指し、地域の福祉拠点として幅広く地域に貢献できるにふさわしい施設として役割を担っていきたいと考える。

#### 【基本方針】

- I.権利擁護の厳守と自己決定権の推進に努める。
- II.利用者個々の人格や個性を尊重し、生き甲斐や楽しみを持って暮らせる支援を展開する。
- III.職員は常に専門的な知識と技術の研鑽に努め、利用者の心身の安定と健康の維持に努める。

#### 【支援方針】

#### 1. 支援態勢と日中活動の充実

施設入所支援において個々のニーズや特性に適した支援を行い、よりきめ細かなサービスを利用者の方に提供出来るよう、個別のニーズや特性に合わせた活動を設定し取り組んでいく。

充実したサービスを提供していくため、個室化によるプライバシーの保護やユニット化

による細かな支援サービスを展開し、幅広く障がい者の支援サービス向上に努めていく。

日中活動（農作業・リサイクル活動など）を通じ、活動意欲を高めると共に基本的生活習慣の定着や就労意欲を高め、地域移行に向けた、支援サービスを行っていく。

支援スタッフの育成と定着を図るためエルダー制度を引き続き導入し、スタッフ同士の意思疎通が日々成り立つよう努めると共に資質向上を図っていく。

毎月の会議で、インシデント・アクシデントの分析を行い、事前の事故防止に繋がるよう職員相互で理解をし、利用者の方が安心・安全に過ごせるよう努めていく。

高齢者に即した残存機能及び健康寿命を維持できるような日々の支援を通して個々の状況に合わせた身体機能の維持を図っていく。

利用者の小グループでの道内・外旅行など余暇時間の充実を図り、対象利用者の状況やニーズに合わせて企画し実施する。

創作活動やレクリエーション、軽運動を積極的に取り入れ、日中活動の充実を図る。また、利用者自治会企画のイベントなど運営のバックアップをしながら個々のニーズに合わせた同行外出などを実施し、生活の張りにつながるよう努めていく。

## 2. 権利擁護・虐待防止

権利擁護・虐待防止部会を中心に新年度についても、過去の取り組みを生かすと共に、更なる権利擁護や虐待防止、個々の利用者の尊重に取り組んでいく。

利用者の意志決定を尊重し、障害特性によって意思疎通が困難な方にも構造化など多様な意思疎通の方法を活用し合理的配慮に努めていく。

権利擁護・虐待防止に関する自己チェックを定期的の実施する。

毎月のヒヤリハットを集計し、事故防止に日々緊張感を持ち、支援会議にて分析・対応を図る。

外部で開催される各種研修会に積極的に参加し専門知識の習得に努める。

内部研修を実施し、虐待の防止を啓発と普及、望ましい支援のあり方を検討していく。

利用者の個々の尊重と権利擁護を支援の重点として、職員の専門性と支援技術のスキルアップにも努め、生活介護のみならず日中活動の充実と利用者の生活の質の向上を目指す。

## 3. 医療

利用者の高齢・重度化にともない、定期受診、検診後の再検査及び精密検査、老人性疾患による通院等、増加の一途を辿っており、各関係機関と連携を図りながら対応していく。また健康診断及び各種検診により、老人性疾患の早期発見に努め毎日健康に過ごせるような日々のバイタルチェック等を実施していく。

健康診断については、年2回の健康診断をはじめ、歯科検診、骨粗鬆症検診の実施、女性は乳がん・子宮がん検診を実施し、男性についても前立腺がん検診等を必要に応じ実施していく。感染症予防に関しては、インフルエンザの予防接種等とともに日常的に手洗い・うがいの徹底と定期的に感染症対策会議の実施や清掃・消毒を徹底していく。一定年齢以上（特に高齢者）の方については、肺炎球菌ワクチンの接種を行い、高齢者が肺炎による重篤な状態とならぬよう予防に努めていく。年々増加している通院者と共に服薬者も増え、薬の管理に関わる時間も増えており、通院業務など支援課全体で協力体制をとり対応していく。

## 4. 食生活

食事に關しては、新年度より食事提供の体制が変わることから、管理栄養士との連携

を密にし、若年層から高齢者まで個別に合った食事形態を整えたい。特に高齢と共に嚥下機能が低下している利用者、また認知症等により食事の介助頻度も年々増えており、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮した食事形態の工夫や嗜好調査を行い、毎日楽しく食事をして頂けるよう対応していきたい。現在持っている嚥下や咀嚼機能を維持していく事も大切である一方、利用者の方が一番の楽しみとしている食事であり、高評価を得られるよう対応していきたい。

## 5. 非常災害

火災や各地で起きている世界的異常気象、大地震等、当事業所においてもどのような災害が起きても利用者の方達の安全を最優先した対応が出来る様、非常災害時における避難スペースを新設した。利用者は元より地域住民の方にも災害時の避難をスムーズに受け入れられる様、対応していく。また、非常災害時の備品等の整備（必要物品の購入）も随時行い対応していく。

年3回の避難訓練を実施し不測の事態を想定した訓練を実施すると共に、自衛消防隊の訓練や水・電気・ガス等ライフラインの停止も想定した非常災害訓練を行う。

## 晩成学園 短期入所事業計画

### I 事業の基本方針

- (1) 地域で生活されている方の多様化と緊急性に対応するため、定員6名としニーズに対応していく。
- (2) 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上、ならびに介護を行う家族等の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (3) 利用者お一人お一人の人間性を尊重し、心身の状況や個性をよく理解し援助を行うように努める。利用者の中には不安や緊張感を抱く方も多く、また、環境の変化により心身に変調をきたすこともあることから、心身の状態の観察には細心の注意を払い、安心して利用していただけるよう適切な援助を行う。
- (4) サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが想定されるが、援助の対象者を利用者本人のみならずご家族も一体として捉えて援助を行うように努める。
- (5) サービスの質の向上と、職員の育成を図るための各種研修会への参加や内部研修を積実施し、その専門性を高めるよう努める。
- (6) 苦情・相談等に対しては、真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努める。
- (7) 実情に沿う危機管理の充実に努める。

### II 重点取り組み計画

1. 利用者の人権と権利擁護を遵守し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努める。
2. 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行う。
3. 市町村等関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努める。
4. 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでその人らしい生活ができるよう努める。
5. 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努める。
6. 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく丁寧に説明し、同意を得る。

7. 全職員が共通認識のもと、サービス提供に努める。
8. 職員の資質・サービスマナーの向上として、助言を受け止め、支援技術の向上に役立てるよう努める。
9. 実情にあった危機管理ができるように利用者の支援情報を共有する。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業について丁寧に説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、指定障害者支援施設（晩成学園）の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック（血圧、脈拍、体温の測定）等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置などを行う。また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、敏速に対応するように努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
ご家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

## 晩成学園 相談支援事業計画

特定相談事業所として基本相談支援を基盤とした計画相談の実施に加え、地域資源の窓口やひとりひとりに寄り添ったセーフティネットとしての役割を果たすことが必要となってきた。当事業所でもセルフプランで利用していた方の新規契約、継続したサービス利用が難しい方への支援、高齢障害者の医療や介護保険サービスとの連携など総合的な相談支援が必要となってきた。また、この4月からグループホームでの地域生活を始める方が増え、利用者の方の課題やニーズを共有し、より良いサービスの提供に繋がるよう重点的に経過を見ていきたいと考えている。

今年度はモニタリング期間が3～6か月となり、ほとんどの方が年に2回以上のモニタリングとなる。当事業所においても約380件を予定している。利用者との信頼関係を築き適切なサービス利用に係る助言や、各事業所のサービス管理責任者と共に利用者の状況や変化に応じた支援方針の変更について相談できる体制の構築に努めたい。また、相談支援事業として地域共生社会の実現に向けて役割を担えるよう、研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上に努めると共に、利用者や家族、地域、関係機関との信頼関係を深めていきたい。

### Ⅰ 事業の基本方針

- (1) 利用者・保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つて行うものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う

よう努める。

(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総体的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう努める。

(4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努める。

(5) 市町村、医療、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

(6) 自らのその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていく。

## II 重点取り組み

相談支援の質の向上と相談支援体制の構築及び拡充

- ・ 基本的相談支援を適切に行うとともに、利用状況の変化の把握と新たなニーズを見出しモニタリング頻度の見直しやサービスの再調整を行なっていく。
- ・ サービス管理責任者と連携・調整しチームアプローチを形成する。
- ・ 利用者の高齢化や疾病等応じた適切な支援が行えるように、専門的知識を深め介護保険サービスや医療との連携を図る。
- ・ 十勝管内や町内の相談支援事業所との研修会や講習会を通じてネットワークづくりを行い、最新の情報の交換やスキルアップのために連携を深める。
- ・ 研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上に努める。

相談の受付	相談支援事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。受付に際しては、親切かつ丁寧に対応する。
サービス利用計画書	①利用者及び家族の置かれている状況を把握し、希望する生活・解決すべき課題を把握する。 ②必要な福祉サービス等の種類・内容・量を確認する。 ③関係機関との調整を図り、サービス利用計画を作成する。 ④利用者に、サービス利用計画を理解できるよう説明し、同意を得る。
サービス利用計画書作成後のモニタリングの実施	・ 年2回以上面接を実施し、経過を把握するとともにサービス提供事業者等との調整を図る。 ・ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
苦情の受付	・ 利用者並びに家族からの苦情を積極的に聴き取り、当事業所及びサービス提供事業者へ適切に伝える。
ご家族に対する支援	・ 利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

## 緑陽荘事業計画

念願であった施設整備を終え、令和の時代に新しい施設として「緑陽荘」がスタートをします。

今回の施設整備により、居室の個室化や室内の活動スペースの拡充、入浴設備等を含めハード面においては充実されたものになりました。そこに今まで培ってきた、高齢障がい者や支援度の高い利用者への支援を、より一層発展させていくことが必要となります。

施設入所支援の特性を生かし、24時間、365日利用者支援に当たるためには医療

・支援の両面で支えて行く体制を維持すると共に、職員の知識・技術向上は欠かせません。今年度も引き続き研修の機会を確保しつつ、支援力の向上に努めていきます。

利用者が新しい施設での生活が豊かなものになるよう、全職員が協力して取り組んでいけるよう努めていきます。

## 1 基本方針

障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全且つ活力ある施設運営を勧めていくと共に、利用者の基本的人権を尊重し利用者が望むライフステージを実現できるよう専門的な知識と技術、価値観を持って良質で安心安全、快適なサービスを提供します。

## 2 重点目標

### ①権利擁護と虐待防止

利用者一人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、障害者虐待防止法・障害者差別解消法施行に伴う利用者の権利擁護に真摯に取り組むとともに、職員個々の意識向上に努めます。

### ②新たな支援体制の確立

施設移転に伴い、利用者の生活リズムや心身の変化が予測されるため、利用者の状況に合わせた支援体制を常に模索していく。

### ③重度・高齢障がい者への支援

重度の障がいを抱えていることや年齢を重ねるということは、心身機能の低下による新たな生活上の障害を作り出すことである事を踏まえ、安心・安全な生活、社会活動に参加できるよう標準的な支援方法を確立し、より専門性を高めた支援に努めます。

## 3 具体的な取り組み

### ①個別支援計画

適切なサービスを提供するために、利用者個々の状況を正しく理解し本人の意向を尊重するとともに、リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないように、常に利用者各々の有している能力の維持・向上に努めます。

#### ・生活介護

利用者の自律の促進、生活の向上、身体機能の維持向上を目的とした日中活動を提供するとともに社会参加を支援します。

#### ・施設入所支援

利用者個々が豊かで快適な生活を送ることが出来るよう生活環境を整え、障がいや年齢を考慮した支援・介護を実践します。

### ②虐待防止と権利擁護

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や利用者を傷つける行為、また犯罪行為となるものなど幅広いものとしてとらえ、常に利用者の立場に立って身体的、心理的な苦痛等を感じる事がないよう努めていきます。それには職員一人ひとりの意識向上が不可欠であり、虐待防止事業所部会を中心に定期的な研修会を開催するとともに「業務ふり返しシート」を活用しながら質の高いサービスを定期できるよう取り組んでいきます。

### ③保健・医療

・日常の健康管理について基本的なバイタルチェックや口腔ケア、機能訓練などを通して疾病予防に努めます。

・協力医療機関と連携を図りながら利用者の健康状態の把握に努めるとともに、病の早期発見・早期治療のために年2回の健康診断（婦人科を含む）を行います。

・リハビリなどを含めた機能訓練の他に訪問マッサージやフットケアなど専門業者の協力を得ながら、健康作りや日常生活の向上・改善を図ります。

#### ④食事・栄養

- ・栄養ケアマネジメントに基づき、食事サービスを提供します。食事は健康の維持のみならず、心も満たす大切に時間として捉え、選択メニューや季節を感じるメニューなど工夫をし、バラエティー豊かで満足感のある食生活を送って頂けるよう努めます。
- ・高齢の利用者や疾病を抱え食事内容や形態に配慮が必要な利用者が安全に食事ができるよう、使用する食器は個々の状況に合わせて用意します。  
嗜好調査や検食を行い、味付けやメニューの調整変更に反映します。

#### ⑤感染症対策

- ・感染症対策マニュアルに従って感染症の予防及び感染拡大を防げるよう定期的に研修会を開催し正しい知識や技術の習得に努めるとともに、清掃・消毒を徹底し施設内の衛生を保ちます。
- ・感染症予防の一環としてインフルエンザ予防接種の実施や65歳以上の利用者には肺炎球菌ワクチンの接種を勧めます。

#### ⑥事故対策

- ・事故防止や事故後の適切な対応は福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、適宜事故防止検討会議を開催するなかで報告されたアクシデント、インシデント事例を検証するとともに、介助方法等の業務マニュアルの見直しを行うなど、迅速な改善策の実行に努めます。

#### ⑦防災防犯対策

- ・火災や自然災害を想定した避難訓練を定期的実施するとともに、防災対策会議を開催し各地の大規模災害で知り得た情報を精査、マニュアルの見直しや食料、消耗品等の備蓄品を点検・更新するなど、利用者や地域の防災対策に寄与します。
- ・外部からの不審者の侵入に対する危機対策として、適宜防犯対策会議を開催し緊急事態発生時の対応や市町村、警察などからの不審者情報を職員間で共有するとともに、防犯講習や防犯訓練等を実施する中で危機管理意識の向上に努めます。

#### ⑧余暇支援

生活の活性化を図り心豊かな時間を過ごすことができるよう、小グループでの旅行や外出など様々な余暇支援を実施します。実施にあたっては利用者個々の特性を踏まえ安全面を考慮するとともに、利用者主体の内容となるよう体制を整え日頃の生活とは違う雰囲気を楽しんでもらえるよう努めます。

#### ⑨地域社会への貢献

「共生社会」の実現や施設利用者の自律を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに、施設自体を地域の資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動（地域行事への参加・環境整備など）を行います。

#### ⑩人材育成と職員の連携

社会性を強く求められる専門職として、職員一人ひとりが自己研鑽に励み、人間力を育める職場環境の構築に努めます。また「ほう・れん・そう」を基本に支援の連携と継続性を高めます。

#### ⑪支援体制

施設移転に伴う日課の変更や支援体制については、利用者個々の実情に合わせ随時見直しを行い、利用者が安心・安全・快適な生活が送られるように努めます。



# デイセンターばんせい事業計画

## 基本方針

令和という新しい年号を迎え、法人内は晩成学園、緑陽荘、デイサポートさ〜くる等、施設整備が進みました。デイセンターにおいても、若干の利用者の異動があり、新たなスタートラインに立つことになりました。令和二年度は、法人理念の実現に向け、社会状況やニーズの変化に対応すると共に、障害者総合支援法はじめ、各種法令の遵守と人権擁護に徹しながら、事業を進めていきます。

課題である財政健全化は、引き続き土曜営業の実施、利用率の向上と経費削減に尽力します。また安定した利用者の確保のため、特別支援学校等との連携を深めていきます。事業運営にあたっては、職員の定着率を高め、業務の効率化や生産性の向上を図ります。職員集団は、福祉の専門性や支援者としての資質を高め、利用者の尊厳と人権を守り、その願いに応えられる事業所作りを目標とします。

最後になりますが、ここ数年、生活介護は高福連携事業の実施、就労継続支援 B 型は、HACCP 取得や賞味期限の延長等、一段と私たち職員の頑張りが試されています。この状況乗り越えて、良い成果が出せるように努力していきます。

### (1) 事業方針

#### ①「多機能型」共通方針

- ・利用者一人ひとりの基本的人権を保障し、自己実現へ向けた多様な支援を行う。
- ・利用者及びご家族の希望や願いに、応えられる事業所を目指す。
- ・権利擁護、虐待防止等を十分配慮し、利用者へのサービスを提供する。
- ・働きやすい職場環境作りに努め、職員定着率を高める。
- ・個々の職員が自己研鑽と資質の向上に努め、それぞれの個性や力量を発揮する。
- ・土曜日営業の実施、各種加算等の適応を検討し、事業収入の増収を図る。
- ・各種研修会等に参加し、利用者支援に対する振り返りとスキルを高めるようにする。
- ・安定した利用者獲得へ向けて、市町村、特別支援学校等との連携を深める。

#### ②「生活介護」基本方針

- ・生産活動、創作活動、スポーツ活動、行事等、各種プログラムの充実に努め、利用者が楽しんで通えるようにする。
- ・生産活動を通して、働くことの喜びや生きがいを感じてもらえるように働きかける。また身体機能の維持や向上に繋がる、機能訓練の機会ともとらえていく。
- ・高福連携事業（高速道路の花壇管理）に多くの利用者が参加し、地域社会に貢献できるよう支援する。
- ・地域社会の中で経験を積み、生活や活動の幅を広げていくことや、役割や生きがいを見つめられるよう支援する。
- ・進行する加齢化に向けて、健康面や生活面での支援や介護の充実に努める。

#### ③「就労継続支援 B 型」基本方針

- ・心身機能の維持や向上を図ると共に、生産活動を通して喜びややりがいを、感じられるように支援を行う。
- ・友人、支援者との交流を通して、対人関係が広がることを目指す。
- ・知識や技術の習得に努めながら、食品の安全性を高め高品質な製品作りを行う。
- ・技術改良により、各種ソーセージの賞味期限延長を実現する。
- ・収支のバランスを常に意識し、利用者工賃の向上に努める。
- ・「利用者評価表」を定着させ、作業スキルの向上と共に、精神的な自立や協調性等を培う。

- ・ HACCP 取得に向け作成した「一般衛生管理プログラム」「各種マニュアル」「HACCP 計画（重要管理）」等を、保健所の助言を頂きながら修正を行っていく。
- ・ 一般就労者輩出に向けて、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等、関係機関と連携していく。

## （２）利用者支援

### ①「多機能型」共通

- ・ 日々の活動や生活の中で、観察やアセスメント等で、利用者が求めているニーズ、障害特性を把握し「本人中心支援計画」を作成する。
- ・ 本人中心支援計画、各種マニュアル等に基づき、質の高いサービス提供に努める。
- ・ 利用者の自主性や意思決定を尊重し、一人ひとりが持っているエンパワメントが発揮できるよう支援する。
- ・ 利用者はじめご家族の相談事や苦情に対して、速やかに対応する。
- ・ 病欠、入院等、長期間利用できない時には、電話連絡、面会、家庭訪問を通し、置かれている状況を把握、必要な支援を行う。

### ②「生活介護」

- ・ 利用者に対する支援や介護は、自立支援の視点を尊重し、個々の利用者に合った働きかけをする。
- ・ 高齢者や健康上に大きな配慮を必要とする利用者が増加する中、医療知識や介護技術を習得し、安全かつ適切な対応に努める。
- ・ 生産活動を通し、育てる喜びや生きがいを感じるとともに、身体機能の維持や向上、ストレスの緩和に結びつける。
- ・ 季節ごとの行事やレクリエーションを実施し、季節の変化を感じたり、生活リズムを整える等、楽しい時間を過ごせるようにする。
- ・ 創作活動は、自己を表現する喜びや、視覚や手指からの感覚的な刺激を通して、豊かな感性を培うよう図っていく。
- ・ 入浴サービスにより、代謝活動の促進、疲労の回復、リラックス効果を得る。また清潔に保つことで疾病や感染症を予防する。
- ・ 各種スポーツ大会（パークゴルフ、アジャタ）出場を目標に、身体を動かす機会を得るとともに、大会を通し他施設・事業所との交流を深める。

### ③「就労継続支援 B 型」

- ・ 製造工程や作業環境を見直しながら、個々の利用者が能力を発揮できるよう支援する。
- ・ 良好な対人関係を維持できるように、また自身のストレスの解消方法等、心のケアにも十分配慮していく。
- ・ 製造から販売に至るまで、利用者が携わることの大切さを意識した製品作りに取り組む。
- ・ 食品事故防止のため、食中毒、異物混入、食品の 5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）等の理解が深められるよう働きかける。
- ・ 「利用者評価表」を活用し、利用者自身が振り返りの場面を持つことで、成長できるよう支援する。
- ・ 一般就労を目標とする利用者には、具体的な目標を設定し、計画的に就労に結びつける。

## （３）健康管理

- ・ 健康状態を把握するため、バイタルチェックはじめ、家族や地域支援センターらいつと連携を深めていく。必要に応じて受診を進める等、健康上の助言を行う。

- ・健康診断や各種予防接種等の情報提供や斡旋を行う。
- ・感染症の予防や健康維持のため、常に清潔を心がけてもらい、手洗い、うがい、手指消毒の励行、喚起等マニュアルに沿って衛生管理を徹底する。
- ・事業所内において、感染症に関わる講習会を実施し、最新の対応方法を学習する。
- ・緊急時に備え、事故・急病対応マニュアルに沿って対応できるよう、周知徹底とともに訓練を行う。
- ・加齢に伴う生活習慣病の予防、身体機能の維持や向上のため、機能訓練、ウォーキング、体操等を提供する。(生活介護)
- ・定期的に口腔ケアを行い、歯磨方法や虫歯、義歯の使い方を確認する。また口腔機能の維持や向上にも配慮していく。(生活介護)

#### (4) 食事の提供

- ・利用者の健康維持、増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供する。
- ・食事を通して季節感や喜びを感じられる、豊かなメニューを作成する。  
また提供にあたっては、利用者の食物アレルギーや、薬の飲み合わせ等にも十分注意する。
- ・食事介護が必要な場合は、食事の準備、飲食時の介助、及びその他必要な支援を行う。
- ・食事の検食、趣向調査、給食会議等をもとに、毎日の食事メニューはじめ、バイキング、選択メニューを充実させる。

#### (5) 環境整備・安全管理

- ・清潔・快適・安全な環境で生活するために、事業所内外の整理整頓、清掃を徹底する。
- ・修繕・修理の必要な箇所については、迅速に対応する。
- ・地震、台風等の自然災害や火災に対して、定期的に訓練を実施する等、不測の事態に備えておく。
- ・不審者侵入時の危機管理がきるよう、マニュアルの理解とそれに合わせた訓練を行う。
- ・防災や減災に必要な備蓄品の確保と、保管場所を職員に周知する。
- ・利用者の事故や怪我を起こさないよう、安全な環境の提供と、利用者の心と身体の状況把握に努める。
- ・突然の事故を未然に防止できるよう、ヒヤリハット報告書を作成し、問題点や対応策を検討する。

#### (6) 地域との連携

- ・社会資源の一つとして、地域に開かれた事業所となるべく、市町村、町内会、近隣住民との連携や協力体制を築くよう努める。
- ・ご家族をはじめ、地域からの相談を受け入れられるよう、事業として力量を高めていく。
- ・障がい福祉の啓蒙、当事業所の理解のため、見学者、福祉現場実習者、ボランティアを積極的に受け入れてく。

#### 主な施設整備・修繕・購入物品等

= 購入物品 =

- ・ソファ（1脚）購入
- ・支援員室エアコンのクリーニングの実施

## 地域支援センターらいふ事業計画

令和2年度の我が国の経済は、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、「令和

2年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和2年度の実質GDP成長率は1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.8%程度の上昇と見込まれる。

政府としては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。

総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていく。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請け中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取り組みを行うとしている。

こうした中障害福祉サービス関係費は、前年度比+1,310億円の16,347億円が計上されている。

主な施策として、良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保、地域生活支援事業等の拡充、障害福祉サービス提供体制の基盤整備、聴覚障害児への支援など障害児支援の推進、芸術文化活動の支援の推進、視覚障害者等の読書環境の向上、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害児・発達障害者の支援施策の推進、障害者の就労支援の推進、依存症対策の推進を挙げている。

#### 1. 基本方針

道では、平成21年4月に制定した「北海道障がい者条例」に基づく、障がいのある方々の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するため、また、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする「第2期北海道障がい者基本計画（以下、「基本計画」）」の実実施計画として、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第5期北海道障がい福祉計画」を策定している。

この「第5期北海道障がい福祉計画」では、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービスの成果目標を設定し、サービス見込量と確保方策を定めている。

「第2期北海道障がい者基本計画」と「第5期北海道障がい福祉計画」の二つの計画により、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指し

て、着実に取組を推進することとしている。

そうした中当事業所においては、共同生活援助事業所（介護サービス包括型）として再出発して7年目を迎え、引き続き地域支援センターらしいの「基本理念」の下、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と事業の健全かつ安定的な経営に努めていきます。

利用者支援については、利用者の人権・利用者の尊厳・権利の尊重に基づく支援を実施することはもとより、利用者一人ひとりにあった、個別支援計画と職員の基本である倫理綱領及び行動規範により、適正かつ効率的な支援を行います。

提供サービスの内容として、共同生活援助事業を実施します。

共同生活援助事業については、利用者が自立した地域生活を営むことができるように、その人の潤いと生きがいのある生活の場とするために、充実したサービスの提供に努めます。

令和2年度も引き続き、利用者の社会生活向上と余暇活動の充実を図りながら、障害のある一人ひとりが充実した生活が送れるよう適切な支援に努めるとともに、障害の多様化と高齢化に対して常時の支援体制を確保して、利用者が地域において継続して生活するための準備を進めます。

## 2. 重点事項

- (1) 利用者の人権尊重、権利擁護及び虐待防止
- (2) 利用者の健康管理の充実
- (3) 利用者一人ひとりの特性やニーズに即した個別支援の充実
- (4) 利用者の防火・防災・防犯対策の強化
- (5) 利用者の地域交流や余暇支援の促進
- (6) 家族や関係機関等との連携強化
- (7) 施設退所者の地域定着支援
- (8) 夜間支援等体制の強化

## 3. 新規入所者（施設退所者）の地域生活定着に向けて

### (1) 利用者入居の際にやるべきこと

#### ①利用者の状況確認

利用者個々の状況に合った支援をするために、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握するように努める。

#### ②個別支援計画の作成

利用者及びその家族の意向、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえ、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画を作成する。

#### ③備品の購入

居室に必要な備品は、原則利用者が用意するものとし、洗濯機、冷蔵庫、食器棚、ガス台等日常生活を送る上で必要な備品については、事業者及び利用者で用意する。

### (2) 日中活動の利用について

障がい福祉サービス事業所など（通所施設等）関係機関との密接な連携、連絡調整等に努め、安定した通所の継続を目指す。

### (3) 地域との連携

地域で開催される避難訓練、道路清掃、各種行事等に参加して地域との結びつきを大切にし、利用者の生活を支える人たちとの連携に努める。

### (4) 危機管理体制の確立

- ①緊急事態に備え、予め緊急連絡先について利用者に周知し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずること、利用者に事故が発生した場合は、事業所の指定期間、支給決定市町村、利用者の家族等に連絡をする。
- ②障がいの重い方が入居するグループホームには、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練等が義務付けられている。また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器及びスプリンクラーの設置が義務付けられているため、新規グループホームについても利用者の安全確保の徹底の観点から、対策を講じることとした。

#### 4. 具体的取り組み事項

##### (1) 個別支援計画に基づいた支援

- ①利用者個々に快適で安全な生活を送ることができるよう、利用者または状況に応じて家族・後見人等のニーズを十分に把握した上で個別支援計画を立案する。
- ②生育歴・障害特性や程度・心身の状況・生活能力・行動の状況等、事前に資料や情報を収集し、環境及び本人の中にある要因を十分に検討する。
- ③個別支援計画会議を開催し、様々な視点から検証し個別支援計画を作成する。
- ④個別支援計画について変更があった場合は、その都度利用者または状況に応じて家族・後見人等への提示・説明を行い、同意を得るものとする。
- ⑤サービス管理責任者は、サービス提供にかかわる総合的な管理を行い、サービスの質の向上を目指す。
- ⑥個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り適切な支援を実施する。
- ⑦個別支援計画に対し、支援状況や支援経過を振り返るとともに、課題を再確認したり、次ステップへの転換を図ったりする機会とする。
- ⑧利用者の状況に応じ、定期的に計画する評価・見直しを行う。原則として6ヶ月に1度は評価を行うこととする。
- ⑨個別支援計画に対してモニタリングおよび計画の見直しを行う場合は、個別支援計画会議を開催し、利用者個々の理解を深めるとともに個別支援計画に反映する。

##### (2) 日常生活支援

- ①高齢化を含め、利用者の実情に応じた生活環境の整備を図るとともに、支援体制の検証や調整を行う。
- ②日常生活を営むうえで普通に行っている、食事や排泄、整容、移動、入浴等のアセスメント・ニーズ把握を適切に行い、主体的な生活を來ることができるよう支援の見極めやサポートのあり方を目指す。
- ③利用者のニーズに応じて、家事を身につけるための支援を行う。
- ④個別支援計画を基に、健康で主体性のある生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりの気持ちにより添う支援を行う。

##### (3) 関係各所との連携・継続した支援

- ①就労先や福祉サービス事業所等の日中活動先との連絡調整を密に行うことで情報を共有し、担当職員を中心としたネットワークを強化し、日中の活動拠点と連携・継続した支援ができるように努める。
- ②職場訪問を定期的あるいは適宜行って、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。
- ③失業時は、各種手続きの支援、一般就労への再チャレンジに向けた支援を行う。
- ④地域の行政区活動に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を

深めるための支援を行う。

- ⑤地域の社会資源の活用や行事等の参加については、地域の各関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じて利用できるサービスの情報を提供しながら、様々な活動に参加しやすい環境を整える。

(4) 訪問による生活相談及び外出、旅行、余暇支援

- ①各ホームを定期的に夜間訪問し、生活全般に関する相談、支援を行う。
- ②利用者主体の暮らしを継続していくために、各ホーム及び個々の意見を傾聴し、できる限り希望、要望に応えられるように努める。
- ③利用者の外出や余暇活動等、充実した地域生活を送れるようにするため、一人ひとりのニーズに応じた社会資源を提供し、関係機関との連携及び同伴、送迎等の支援を行う。
- ④利用者の希望に応じ、十勝管内及び北海道内、北海道外の旅行を企画し、引率支援を行う。

(5) 預かり金事務の支援

- ①グループホームの入居者、地域生活者の財産等の預かり金事務は、「利用者預かり金規程」「金銭出納管理サービス契約書」により、支援する。
- ②本人の収入に応じた支出のあり方を十分説明し、適切な使用ができるよう支援を行う。

(6) 健康管理

- ①看護師を配置し、利用者個々の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療、周知徹底に努め、心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、必要な支援を行う。
- ②定期的及び必要に応じた各種健康診断・予防接種・各種医療機関の受診により健康状態の把握、早期対応に努める。
- ③服薬のある人に関しては、誤薬・服薬忘れの無いよう、厳重な服薬管理を行う。
- ④加齢に伴う傷病のリスクや、個々人の体質による疾病発生の予防に努める。
- ⑤健康維持の一環として、口腔ケアの充実・徹底を図る。
- ⑥衛生管理に対する支援として、身体・着衣・寝具・居室・設備等の清潔保持に努める。
- ⑦手洗い・うがいを励行し、感染症予防に努める。
- ⑧疾病の管理と現在治療継続している利用者については、主治医との連携を密にし、日常生活や食生活の改善を図り治療がスムーズにいくよう支援する。
- ⑨利用者が病気・怪我などにより通院が必要場合は、通院に同伴、送迎等を行う。

(7) 食事・食生活に関する支援

- ①食生活を通して個人の健康維持・増進を図るとともに、社会性（マナー）を身につける。
- ②利用者の嗜好を取り入れ、家庭的な環境で、楽しく食事ができるようにする。
- ③栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努める。
- ④食事内容の変更（減塩、低コレステロール食等）が必要な利用者には個々の身体状況に応じた食事を提供する。
- ⑤生物の摂取や、加熱調理、賞味期限に留意し、また、食器・調理器具は十分洗浄・乾燥した後、衛生的に保管し、食中毒の予防に努める。

(8) 地域生活者の支援

法人の運営する施設やグループホームを退所し、地域のアパートなどで自活している地域生活者や在宅者に対して、その地域生活全般を支援する。

(9) 権利擁護に関する取り組み

- ①苦情解決システムを有効活用し、苦情に対する迅速な対応を行う。また、日頃より利用者からの相談・要望・苦情を受ける体制を整え、迅速に対応・処理できるようにする。
- ②成年後見人制度の利用  
入居者の方々が安心できるサポートづくりの一環として、家庭裁判所に成年後見人の依頼の申し立てを行い、安心した生活を入居者の方々に提供する。
- ③身体拘束・虐待の防止  
日々の支援に関わる全ての職員に内部研修等を通じ、定期的に業務態度を振り返る場をつくり、差別や虐待行為に相当する行為に至らないよう徹底する。
- ④意識調査の実施  
全職員に対し、意識調査を実施し、利用者への接し方や勤務態度を振り返る機会を設け、サービスの質・モラルの向上に努める。

(10) 安全管理体制の強化

- ①火災及び自然災害の防災訓練を年3回実施（夜間想定による訓練を含む）し、ホーム利用者の災害時の安全を確保する。
- ②防災マニュアルに基づき、災害時の避難場所等の情報、また、様々な被災状況を想定し、被災時の対応、行動について周知し、防災意識の向上・対策の強化に努める。
- ③日常におけるヒヤリハット報告から、発生した事故に関する報告により、原因・対策・改善策を検討・共通認識とすることで同様の事故を繰り返さないように努める。
- ④防災研修に参加し、災害対応に必要な専門的な知識・技能を習得する。
- ⑤救命救急講習や感染症研修等に積極的に世話人に参加してもらい、日頃から安全・安心に対する意識向上を図る。
- ⑥防犯研修を行い、利用者及び職員の人命を守るための防犯対策に努める。
- ⑦夜勤等を行う職員を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる人的体制を確保する。

(11) 環境整備

- ①清潔・快適・安全な環境で生活するために、ホーム内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
- ②修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応する。

## すまいる事業計画

緑陽荘の新築移転に伴い、本年度より単独事業所として「生活介護事業所・すまいる」がスタートをします。

昨年度まで緑陽荘の日中活動棟として通所利用者を受け入れていた、すまいる棟をそのまま活用し、在宅利用者・グループホーム利用者の日中活動の場として、従前のサービスを継承しつつ、個々の利用者の特性に合わせた支援を展開していくように努めます。

また、緑陽荘開設以来の地域住民とのつながりを堅持し、積極的な交流を図り地域の



中の事業所として相互協力ができるよう努めます。

## 1 基本方針

障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全且つ活力ある事業所運営を勤めていくと共に、利用者の基本的人権を尊重し利用者が望むライフステージを実現できるよう専門的な知識と技術、価値観を持って良質で安心安全、快適なサービスを提供します。

## 2 重点目標

### ①権利擁護と虐待防止

利用者一人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、障害者虐待防止法・障害者差別解消法施行に伴う利用者の権利擁護に真摯に取り組むとともに、職員個々の意識向上に努めます。

### ②新たな支援体制の確立

新規利用者を始め、単独事業所としての活動内容・支援体制を早期に確立する。利用者の状況に合わせた支援体制を常に模索していく。

### ③保護者・関係機関との連携

家庭やグループホームでの様子を聞き取り健康状態や心身の状況把握に努めます。相談支援事業所をはじめとする関係機関と連絡を密にしながら、利用者の状況に合わせたサービスの提供ができるように努めます。

## 3 具体的な取り組み

### ①個別支援計画

適切なサービスを提供するために、利用者個々の状況を正しく理解し本人の意向を尊重するとともに、リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないように、常に利用者各々の有している能力の維持・向上に努めます。

#### ・生活介護

利用者の自律の促進、生活の向上、身体機能の維持向上を目的とした日中活動を提供するとともに社会参加を支援します。

### ②虐待防止と権利擁護

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や利用者を傷つける行為、また犯罪行為となるものなど幅広いものとしてとらえ、常に利用者の立場に立って身体的、心理的な苦痛等を感じる事がないよう努めていきます。それには職員一人ひとりの意識向上が不可欠であり、虐待防止事業所部会を中心に定期的な研修会を開催するとともに「業務ふり返しシート」を活用しながら質の高いサービスを定期できるよう取り組んでいきます。

### ③保健・医療

・日常の健康管理について基本的なバイタルチェックや口腔ケア、機能訓練などを通して疾病予防に努めます。

・家庭や関係機関と連携を図りながら利用者の健康状態の把握に努めるとともに、疾病の早期発見に努めるとともに感染拡大防止に努めます。

### ④食事・栄養

・食事サービスを提供します。食事は健康の維持のみならず、心も満たす大切に時間として捉え、選択メニューや季節を感じるメニューなど工夫をし、バラエティ豊かで満足感のある食生活を送って頂けるよう努めます。

・高齢の利用者や疾病を抱え食事内容や形態に配慮が必要な利用者が安全に食事ができるよう、使用する食器は個々の状況に合わせて用意します。

嗜好調査や検食を行い、味付けやメニューの調整変更に反映します。

#### ⑤感染症対策

- ・感染症対策マニュアルに従って感染症の予防及び感染拡大を防げるよう定期的に研修会を開催し正しい知識や技術の習得に努めるとともに、清掃・消毒を徹底し施設内の衛生を保ちます。
- ・感染症予防の一環としてインフルエンザ予防接種の実施を勧めます。

#### ⑥事故対策

- ・事故防止や事故後の適切な対応は福祉事業所にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、適宜事故防止検討会議を開催するなかで報告されたアクシデント、インシデント事例を検証するとともに、介助方法等の業務マニュアルの見直しを行うなど、迅速な改善策の実行に努めます。

#### ⑦防災防犯対策

- ・火災や自然災害を想定した避難訓練を定期的実施するとともに、防災対策会議を開催し各地の大規模災害で知り得た情報を精査、マニュアルの見直しや食料、消耗品等の備蓄品を点検・更新するなど、利用者や地域の防災対策に寄与します。
- ・外部からの不審者の侵入に対する危機対策として、適宜防犯対策会議を開催し緊急事態発生時の対応や市町村、警察などからの不審者情報を職員間で共有するとともに、防犯講習や防犯訓練等を実施する中で危機管理意識の向上に努めます。

#### ⑧地域社会への貢献

「共生社会」の実現や事業所利用者の自律を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに、事業所自体を地域の資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動（地域行事への参加・環境整備など）を行います。

#### ⑨人材育成と職員の連携

社会性を強く求められる専門職として、職員一人ひとりが自己研鑽に励み、人間力を育める職場環境の構築に努めます。また「ほう・れん・そう」を基本に支援の連携と継続性を高めます。

#### ⑩支援体制

活動内容の見直しや日課の変更など支援体制については、利用者個々の実情に合わせ随時見直しを行い、利用者が安心・安全・快適な時間が送られるように努めます。

## デイサポートさ〜くる 事業計画

令和2年度より新規通所事業を開始するにあたり、地域で生活する障がいを持たれた方に様々な活動空間を提供し、地域生活での苦手なことを克服するだけでなく、一人ひとりの希望や得意なことを伸ばしていくことにフォーカスし、住み慣れた街で、生き活きと生活が送れるようサポート拠点として運営していきたいと考えています。利用者が毎日通う事が楽しみと思えるような細やかなサービス提供を目指し、一人ひとりの楽しい気持ちや、ワクワク感を生み出せる場所になるよう、事業展開をしていきたいと思えます。

#### 【基本方針】

- ・利用者の生活する力、働く力、自己選択や決定する力を育成し、本人が望む未来をサポートする。
- ・一年を通して継続的、かつ楽しく充実した活動を目標に利用者の生活の向上と自立支援、社会参加の促進に努める。

- ・利用者の障がい特性の理解と特性に基づいた適切な支援サービスに努める。

#### 【支援方針】

- ①住み慣れた地域であたりまえに暮らしていくため、身体介助、食事、排泄、入浴、更衣、移動等の介助を行うことにより日常生活を円滑に送れるように必要なサービス提供を行う。
- ②個別支援計画に基づき利用者一人ひとりのニーズに見合ったサービスの提供を心がける。
- ③利用者が安心して通所し、安定した毎日を過ごせるための信頼関係を基に、様々な楽しみを提供する。
- ④障がい特性に応じて、活動空間や支援プログラムの作成、コミュニケーション支援等において、利用者が安心して過ごしやすい環境を整える。
- ⑤活動を通して自己選択、自己決定をする機会を設ける。
- ⑥利用者の個性を大切に創作活動や、これまで培ってきた作業活動の機会の提供し、生きがいに繋がる活動を提供する。
- ⑦できる限り小グループの中で、利用者の主体性を重んじ社会性を培う支援を心がける。
- ⑧地域の状況や多種多様なニーズに応じた必要なサービスの情報提供を行う。

#### 【権利擁護・虐待防止】

- ①利用者の意思決定を尊重し、障がい特性によって意思疎通が困難な方にも構造化の活用など、利用者の意思を引き出すための職員の専門性と支援技術のスキルアップに努める。
- ②利用者の自己選択・自己決定を基本にパターナリズムに陥らないように自己チェックを定期的に行う。
- ③利用者、家族からの要望に常に耳を傾け、様々な声をもとにサービスの向上に努める。

#### 【健康管理】

通所時のバイタルチェック、春・秋年2回の健康診断（希望者のみ）や定期的な看護師の健康相談を実施し、健康維持に必要な管理の徹底とアドバイスを行う。

#### 【食 事】

管理栄養士の管理のもと、クックチル食を使って温かいできたての食事を提供する。

#### 【安全・事故防止】

- ①火災、震災、その他の災害から利用者、職員の身体の保護安全を確保できるよう年2回防災訓練を行う。
- ②ヒヤリハット、インシデント結果を基に、日々のサービス提供のあり方を振り返り、ヒューマンエラーを防止すると共に、予測する力を身につけ利用者の安全管理を徹底する。